

そのお仕事、シルバー人材センターにお任せを！

シルバー人材センター／シルバー人材センター会員の働き方／仕事の発注方式についてご案内します。

シルバー人材センターを活用するメリット

- ✓ 地元シルバー人材センターと契約をするだけ
- ✓ 必要な時だけ働き手を確保できます
- ✓ 募集・面接などの人事業務が省略できます



チエブクロー：
シルバー人材センターのマスコットキャラクター

シルバー人材センターについて

- シルバー人材センター（「センター」）は、国や市町村から支援を受けて運営されている公共的・公益的な団体で、千葉県には 48 市町村に設置されています。
- お客さまから受注した仕事を、センターは適した会員（60 歳以上の高齢者）に割り振ります。仕事を引き受けた会員は、働くことで生きがいを得るとともに、お客さまの人手不足の解消などにつとめます。

センター会員の働き方について

- センターの会員は、日数・時間とも、下記の上限を目安として働いています。

就業日数の上限： おおむね月 10 日以内

就業時間の上限： おおむね週 20 時間以内

- 高齢者の就業のため、つぎの業務はお引き受けできません。

高所の作業、重機の操作、有害物質の取り扱い、重量物の移動や上げ下ろし作業

※長時間または長期間の業務は、複数の会員によるローテーション就業で対応します。

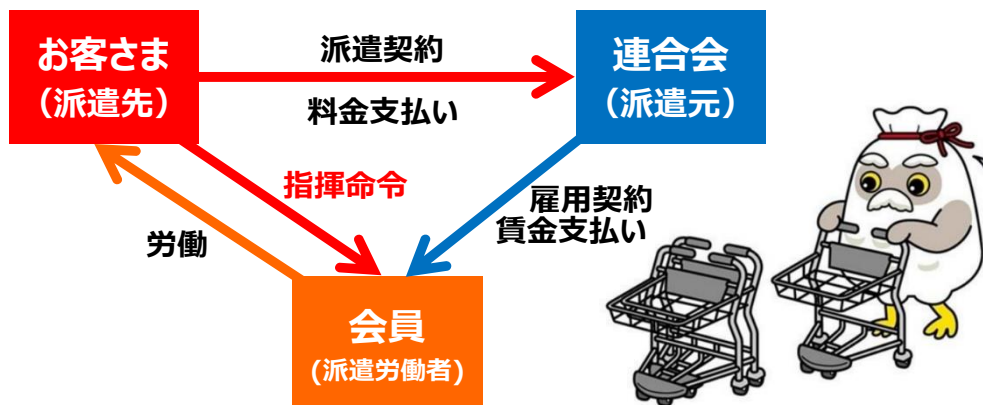
※日数・時間の上限は目安です。会員は一時的なら上限を超えて働くことができます。

＜地元のセンターをさがす＞
仕事は、仕事現場の市町村に設置されたセンターがお請けします。



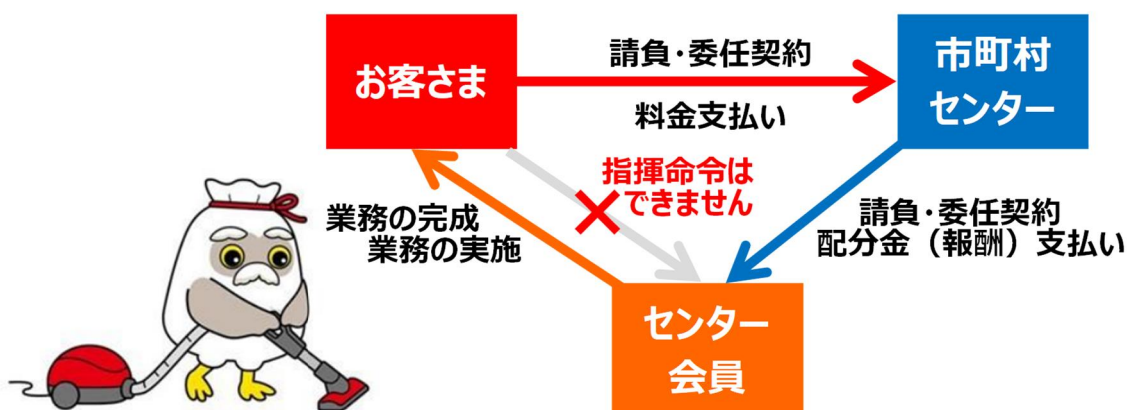
「派遣」による仕事の発注

- お客さまが、千葉県シルバー人材センター連合会（「連合会」）と労働者派遣契約を結び、連合会から派遣されたセンターの会員が、お客さまの事業所で指揮命令を受けて働く発注形態です。
- 就業中または通勤途中の事故には、連合会（派遣元事業者）の労災保険が適用されます。
- 発注事例：スーパーマーケットやドラッグストアでの品出し・レジ打ち・パック詰め、調理補助、施設管理、施設清掃、事務補助、工場内軽作業、介護補助、保育補助など



「請負・委任」による仕事の発注

- お客さまが、業務の完成を目的（請負）、または業務の実施を目的（委任）とした仕事を、仕事現場の市町村に設置されたセンターに発注する形態です。
- 会員はセンターから任された仕事を自らの裁量で遂行するため、お客さまは会員に指揮命令ができませんのでご注意ください。
- 工作中的の事故には、センターが加入するシルバー保険が適用されます。
- 発注事例：屋内外清掃、植木剪定、除草、駐輪場管理、家事支援、障子・ふすま張替え、など



お客さまから、お仕事のご用命をお待ちしております。

【お問い合わせ先】

公益社団法人 **千葉県シルバー人材センター連合会**

電話：043-227-5112 FAX:043-227-5197 Mail:chibaren@sjc.ne.jp

